



広報

2026 August No.393

みはら

三原村公式Instagram



村税納付

○村県民税	第2期	令和8年8月31日
○国保税	第2期	令和8年8月31日
○国保税	第3期	令和8年9月30日

期限のおしらせ

よろしくお願いします。

8

人口と世帯数 | 総人口：1,317人 | 男：650人 | 女：667人 | 世帯数：720世帯

(令和8年6月30日現在)

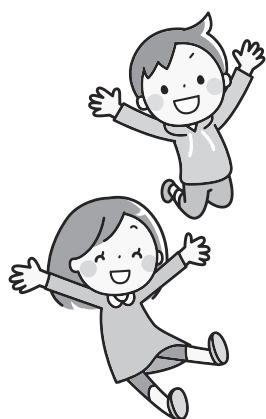
議会だより

令和8年8月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

6月定例会

- 村長行政報告 2ページ
- 一般質問 2ページ
- 議案審議 4ページ
- 議案の賛否一覧 5ページ
- 議会の動き 6ページ
- 委員会の動き 7ページ



村長の負担軽減策として1人3万5千円を支給している。6月10日時点で対象者の約88%の支払いが終わっており、申請期限は令和8年10月31日。

特定健診とがん検診をセットで受診された方に、村内で使用出来る3千円の商品券を配布する事業を引き続き実施する。

三原こども祭りが5月10日、中央公民館で青年団主催により開催され、当日は土佐くろしお鉄道とJR四国のミニ列車体験や、ものづくり体験をし、村内外から延べ4百名程度の参加があり、盛大に開催する事が出来た。

村長行政報告

第4回定例会

一般質問



質問 浅井 大徳
武内村政の考えを聞く

新しく就任された副村長、地域振興課長、農林業建設課長に三原村民、行政、各課職員に対してどのように携わっていくのか所信を伺う。また、村長に4月に編成された行政組織に対しての考えを伺う。

答弁 大塚副村長

村民の皆様からの日常生活や地域社会での様々なニーズに耳を傾け、その声を行政に反映させることが重要だと考えている。職員とはチームの一員としての連帯感を育む事が重要だと思っている。各課や担当者が抱える問

題や課題を理解する中でサポート、フォローしていき、適切な行政運営に繋げていきたい。

答弁
秋澤地域振興課長

地域振興課は、村の発展に直接的な影響を与え重要な分野であると考えており、地域資源を活かした振興策の創出などに向け、村民の声を大切にしながら全力で取り組んで行く。職員同士が意見を自由に出し合える環境を整え、共に目的に向かって進む体制を構築する事が重要であると考えている。チームワークを重視した職場づくりを大切にし、各課や関係機関との連携が不可欠で、情報共有ネットワークの構築を図り、様々な取り組みを通じて地域振興課としての役割を発揮し、村の更なる発展を目指したい。



答弁

東農林業建設課長

各地域や会合など現場へ自ら足を運び、村民から直接声を聞き、困り事に耳を傾けスピード感を持って対応してまいりたい。職場では、出来るだけ各課に足を運び直接顔を合わせ、話をする事で職員間での相互理解を深めていく。三原村の豊かな実りを守り、災害に強い安全な村を未来に引き継ぐため、職員一丸となって職務に邁進していく。

答弁 武内村長

法律、条令、規則などに基づき住民サービスの向上に向けて、現在48名の職員で職務執行にあたっており、多くの知見と知識が求められる環境にある。職員や村民の皆さんとのダイベートを通じて信頼関係を醸成し、より良い三原村を創造していく。

質問 浅井大徳

太陽光発電売電収入に

よる積立、村おこし基金を活用して村内10部落に対して村が浄化槽設置は出来ないか。もしくは現状の浄化槽設置補助金の増額は考えないか伺う。

答弁 武内村長

ここ数年で、資材価格、人件費の高騰などで浄化槽設置費が上昇しているにもかかわらず、補助限度額の変更はされてなく、自己負担額は増加している状況にある。全国自治体での大きな問題であるので、町村会、市長会などあらゆる機関を通じて協議もした上で、国や県に対して補助金限度額の引き上げについて働きかけをしていく。その上で、色々な財源を活用しながら、村民の皆さんが合併処理浄化槽に変えようと思っただけのように、今後検討していきたい。

質問 浅井大徳

農泊交流施設の今後施設関連などのハード面、集客に向けたソフト面をどのようなにしてい

伺う。

また、裁判に至った経緯について、再発防止など今後の為にも検証を行う必要があるのではないかと考えるが村長の考えを伺う。

答弁 武内村長

ハード面では、当初の施設整備から5年以上が経過している。まず現状の把握が必要だと考え、調査等を進め調査結果をもとに現状に即した構想のもと、オープンに向けてスケジュールの策定、施設関連の整備を進めていく。

ソフト面については、村内外の関係機関との連携が非常に重要だと考えている。地域資源を活用した持続可能な観光プログラム策定などによって、魅力ある農泊づくりを推進し、集客を図りたいと考えている。

裁判に至った経緯については、再発防止に向けた検証を行う事が重要な課題であるという事はご指摘の通りだと思う。全

ての事務手続きに細心の注意を払う事、同時に関係者間のコミュニケーションをしっかりと強化する事、誤解やトラブルを未然に防ぐ取り組みを行う事で信頼される行政運営を目指していく。



質問 嶋田二三三
在宅高齢者福祉対策について

地域包括支援センターの体制、活動状況について伺う。

答弁 武内村長

本村の体制は、保健師2名を兼務で配置し健康相談や介護予防事業、権利擁護に関する対応などを進めている。地域包括支援センターについては、在宅福祉サービスも中核的な役割を担っており、社会福祉協議会、民生児

童委員協議会、食生活改善推進協議会、医療機関等関係機関と連携し、総合的に高齢者の支援体制を構築している。

質問 嶋田二三三

各集会所に設置している健康器具の利用状況について伺う。

答弁 武内村長

各集会所には、ルームランナー、マッサージチェア、デジタル自動血圧計等を設置しているが、利用頻度は低いと聞いている。村民が、自分の健康チェックができるような機械設置も含め今後の在り方を検討している。

質問 嶋田二三三

運転免許証返納について、村はどのような助成を行っているのか

答弁 武内村長

令和6年6月から運転免許証自主返納支援事業の助成を行っている。6百50円のタクシー利用券を24枚(1万5千6百円)

を交付している。本年度2名から申請があり、交付済みとなっている。



質問 中平直明
本村の基幹産業である林業について

村有人工林約6百71ヘクタールは、多くが60年から70年生となり伐期を迎えている。村民共有の財産として、適切な管理と有効活用が重要と考える。

今後皆伐、再造林を計画的に進める考えがあるのか。それとも長伐期施業を基本とするのか。10年、20年先を見据えた活用方針を伺う。

答弁 武内村長

村有林は、雇用や所得に繋がる資源として活用する事が重要と認識して

いる。今後は、環境保全との両立を図りながら、循環型林業を推進していく。

質問 中平直明

カズラ谷山高密度植栽試験林について、これまでの成果や検証結果、また地域への波及効果や費用対効果をどのように評価しているか。

答弁 武内村長

令和6年度に植栽した試験林は、令和7年度に鳥獣被害を受け、約8割が被害を受けた。現在、原因調査や対策を進めており、今後の対応を検討し議会へ報告する。

質問 中平直明

森林整備計画では搬出間伐が示されているが、将来を見据えるなら主伐、再造林、育成を含めた長期的な村有林経営計画を策定すべきではないか。森林環境譲与税や国、県の補助制度も活用しながら、循環型林業を進める事で地域の雇用や所得の

向上にも繋がると考えるが、計画がないから出来ないのではなく、将来実現するために計画を作る考えはないのか。

答弁 武内村長

現在の森林整備計画は搬出間伐のみである。皆伐、再造林については、費用や苗木確保、鳥獣害対策などの課題がある。村有林は管理するだけでなく、雇用や所得を生み出す資源として活用する事が重要と考えている。水源涵養など森林の公益的機能との両立も必要。当面は搬出間伐を進めるが、今後は国、県や関係機関と協議しながら地域経済に繋がる林業振興計画づくりを進めていく。

議案審議

令和8年度

三原村一般会計

歳入歳出補正予算

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1

百13万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5千9百26万6千円とする。

補足説明 新谷総務課長

会計年度任用職員報酬1百62万9千円。

質疑 杉本龍司

アドバイザー、コーディネーターとのことだが、資格を有している者を採用するものか。

答弁 新谷総務課長

特段、資格等はいりません。

補足説明

秋澤地域振興課長

地域振興政策費のうち、農泊交流施設植生調査委託業務78万円。

質疑 杉本龍司

植生、希少植物の調査業務は以前に高知県立牧野植物園の方が来て調査していたと思うが、全額調査業務なのか、伐採作業代も含まれるのか。

答弁 秋澤地域振興課長
平成30年頃調査している。その後8年以上経過しており、現状を正確に把握するため、樹木の選定と写真の撮影、それから一覧表、配置図の作成等の作業が入っている。

三原村農業委員会委員の任命

任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

氏名 宮川 英治

氏名 高橋 久

氏名 岩崎 剛

氏名 大久保 恭助

氏名 市原 秀夫

氏名 市原 幸偉

氏名 田野 芳文

令和8年 第4回定例会(6月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案 番号	議 案 名	氏 名	山 岡	中 平	杉 本	新 谷	嶋 田	浅 井	大 倉	沖	可 否
承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて (三原村税条例の一部を改正する条例)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて (三原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
議案 第35号	令和8年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて(1,134千円減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
議案 第36号	令和8年度介護保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて(685千円増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
議案 第37号	令和7年度三原村簡易水道事業会計補正予算を定めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
議案 第38号	令和7年度三原村農業集落排水事業会計補正予算を定めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
同意 第3号	三原村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
同意 第4号	三原村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
同意 第5号	三原村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
同意 第6号	三原村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
同意 第7号	三原村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
同意 第8号	三原村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
同意 第9号	三原村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可

議会の動き(3月~7月)

月／日	用 務	場 所	参 加 者
4 / 17	高幡町村議長会職員連絡協議会定期総会	三 原 村	議 長
4 / 20	三原村土地開発公社総会	〃	議 長 総務常任委員長
4 / 28	幡多西南地域道路建設促進協議会総会 国道321号改良促進期成同盟会総会	土佐清水市	議 長 総務常任委員長 〃 副委員長
5 / 8	宿毛地区地域安全協議会	宿 毛 市	議 長
5 / 11	道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会通常総会 道路整備促進高知県大会	高 知 市	〃
5 / 14	第58回高幡町村議会議長会定期総会	大 月 町	〃
5 / 18	高知県市長会と高知県町村会との共催による講演会	高 知 市	〃
5 / 19	市町村陳情（幡多土木事務所）	四 万 十 市	副 議 長
5 / 22	四国西南地域道路整備促進協議会総会	愛 南 町	議 長
5 / 26~27	町村議会議長・副議長研修会	東 京 都	議 長
6 / 11~16	令和8年第4回三原村議会6月定例会	三 原 村	全 議 員
6 / 29	三原まつり実行委員会	三 原 村	議 長
7 / 2	第37回 四国西南サミット	八 幡 浜 市	〃
7 / 9	四国横断自動車道高知県建設促進期成会 通常総会	四 万 十 市	議 長 総務常任委員長

委員会の動き(5月～7月)

月／日	用 務	場 所	参 加 者
5 / 1	広報委員会 ○3月定例会等の広報編集会議	三原村	議長・全委員
5 / 20	議会運営委員会 ○一般質問について ○議員としての発言について	〃	〃
6 / 8	総務常任委員会 ○6月議会対応について	〃	全 委 員
6 / 9	議会運営委員会 ○6月議会対応について	〃	議長・全委員
7 / 6	広報委員会 ○6月定例会等の広報編集会議	〃	議長・委員6名
7 / 7	公益財団法人三原村農業公社に関する調査特別委員会 ○決算書の質疑対応 ○事業別収支の報告 ○8年度の事業計画について ○ユズドリンク再開の見通し	〃	議長・全委員

ご存じですか？被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定とは、大規模な地震や大雨などで、宅地が大規模かつ広範囲に被災を受けた場合に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握したうえで危険度を判定し、住民の皆様へ情報提供を行うことにより、二次被害の軽減・防止を図ろうとするものです。

平成28年の熊本地震の際には、本県の被災宅地危険度判定士延べ135名が被災市町村（熊本市、益城町、南阿蘇村など）を支援するために、現地へ派遣されました。

被災宅地危険度判定の結果は、下記の3種類の判定ステッカーを見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者に対しても安全であるかどうかを識別できるようにします。

判定結果は3種類のステッカーを現地の見えやすい場所に貼り付けて表示します。
ステッカーはそれぞれA3サイズです。

(赤)



この宅地に入ることは危険です

(黄)



この宅地に入る場合は十分注意してください

(青)



この宅地の被災度は小さいと考えられます

判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示します。また、判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示しています。

なお、判定は造成された宅地について擁壁や斜面等の確認を行うもので、罹災証明に係る調査や、建築物について確認を行う被災建築物応急危険度判定とは異なります。

目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力くださいますようお願いいたします。

ご存じですか？被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定とは、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性を判定して表示を行うものです。国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して判定を行います。

判定結果は3種類のステッカーを建物の出入口などに貼り付けて表示します。
ステッカーはそれぞれA3サイズです。

(赤)



この建物に立ち入ることは危険です

(黄)



この建物に立ち入る場合は十分に注意してください

(緑)



この建物は使用可能です

その他、地震発生後の建物に関する判定には次のようなものがあります。

■住家被害認定

「罹災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの

■被災度区分判定

建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの

(問合せ先) 三原村総務課 TEL：0880-46-2111

1 最大クラスの南海トラフ地震の特徴

長く強い揺れ

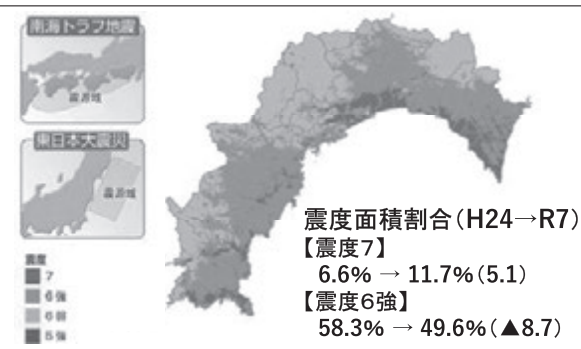
最大クラスの地震が発生すると、高知県全域は強い揺れに襲われ33市町村が最大で震度7に、残りの1市町村でも震度6強になると想定しています。

早く高い津波

高知県では、1メートルを超える津波が地震の発生から早いところでは2分で海岸線に押し寄せます。また、一部を除くすべての海岸線で、津波の最大の高さが10メートルを超えると想定しています。

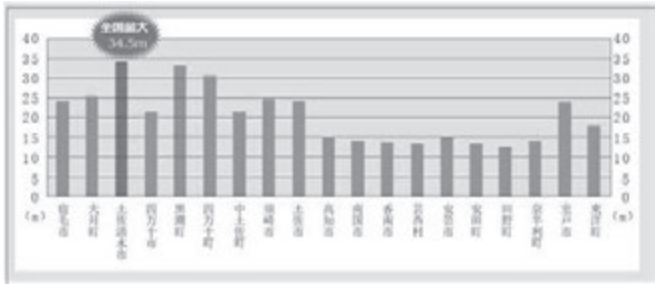
■震度分布図（最大クラス重ね合わせ）

揺れの強さが分かります。



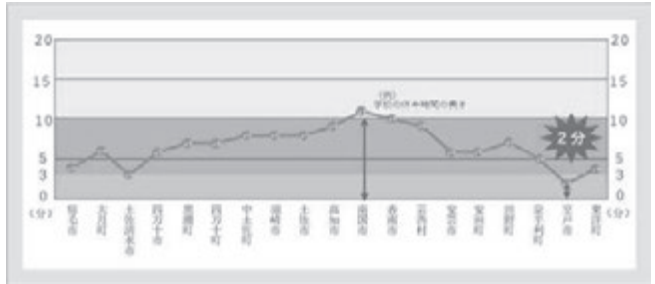
■海岸線での津波の高さ

各市町村の海岸線での最も高い津波高が分かります。



■海岸線への1メートルを超える津波

各市町村の海岸線に1メートルを超える津波高が到達する時間が分かります。

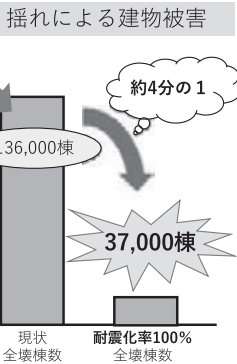


2 最大クラスの南海トラフ地震の被害

1) 建物被害

建物被害	R 7
液状化	2,900棟
揺れ	136,000棟
急傾斜地崩壊	1,500棟
津波	61,000棟
地震火災	3,600棟
合計	204,000棟

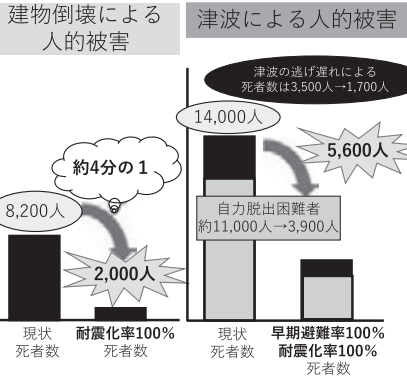
(推計条件)
住宅耐震化率：89%
津波早期避難率：73%



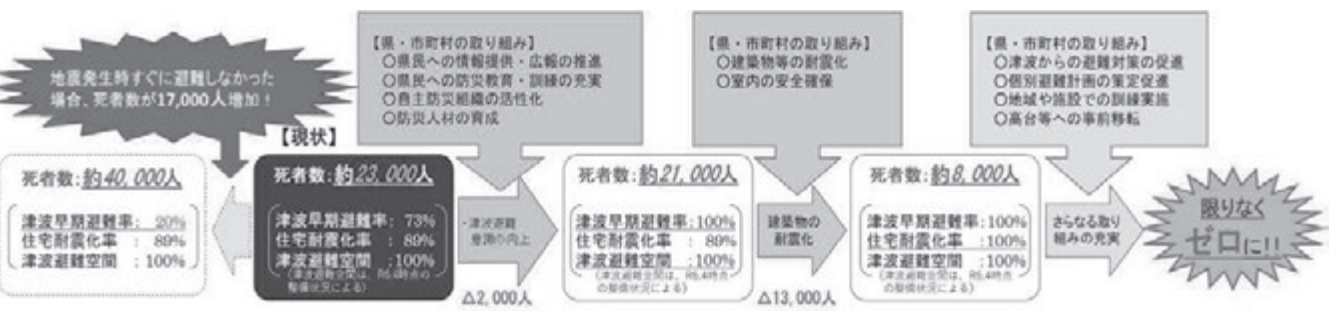
2) 人的被害

※人的被害が最大となる場合（地震：陸側ケース、津波：ケース④、冬深夜の場合）
※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

死者数	R 7
建物倒壊	8,200人
急傾斜地崩壊	150人
津波	14,000人
火災	370人
合計	23,000人



3 最大クラスの南海トラフ地震の減災効果



ご存じですか 公証制度

10月1日(木)から10月7日(水)は、「公証週間」です。

「公証制度」とは、皆さんが不動産の売買・金銭の貸し借りなどの重要な契約を交わしたり、遺言をされたりする際、法務大臣の任命する「公証人」に依頼して、法的に特別の証拠力が認められている文書(公正証書)を作成することにより、後日のトラブル防止と取引や財産の安全の確保を図る制度です。そこで、公正証書の作成方法や利点について見てみましょう。

いつでも どこでも 信用される 公正証書

公証役場は、法務大臣に任命された公証人が、その権限に基づいて公正証書を作成する所です。公正証書には、次のような利点があります。

- 1 公正証書は国の機関に準ずる公証人が作成する文書ですので、裁判その他の面で極めて強い証拠力が認められています。
- 2 公正証書の内容についての秘密は厳守され、原本は公証役場の書庫に厳重に保管されますから、紛失及び改ざんの心配はありません。
- 3 金銭の支払契約で強制執行の条項を設けている場合には、その公正証書で相手の財産に対して強制執行をすることができます。つまり、相手が支払の約束に違反した場合には、訴訟を起こすことなく相手方の動産・不動産・給料など各種の財産を差押え、債権を取り立てることができます。また、配当要求をすることもできます。
- 4 遺言公正証書には自筆遺言証書と違い、遺言者の死亡後、家庭裁判所の検認を受けることなく直ちに不動産登記など、記載の内容を実現する効力があります。これにより、遺産分割に際して各相続人間の争いを未然に防ぐことができます。また、遺言公正証書については、原本を電子情報化し、電子版として別途保存していますので、万一災害等によって原本が逸失した場合にも復元ができます。

《無料公証相談》

公証週間中に限らず、土曜、日曜、祝日を除いて無料相談を行っています。

高知市会場高知合同公証役場

土曜、日曜、祝日を除く毎日 午前10時から午後0時まで及び午後1時から午後5時まで

場 所

高知市本町1丁目1番3号

朝日生命高知本町ビル3階(中央公園西、堀詰電停北)

駐車場

トーエイパーキング(堀詰電停南「セブンイレブン」の2軒南)

電 話

088-823-8601

088-872-4764

088-872-4736 (FAX専用)



社会を明るくする運動

強調月間(7月)

社会を明るくする運動は法務省の主唱より、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

7月は社会を明るくする運動強調月間により、総理大臣のメッセージ伝達式が行われました。



令和8年度宝くじの社会貢献広報事業

宝くじの助成金による社会貢献広報事業として、地域社会の健全な発展と、社会福祉の向上に寄与する「コミュニティ助成事業」の助成金を用いて、成山部落の備品を整備いたしました。地域の皆様がより快適に、安心して集える環境が整った活動となりました。



国民年金に加入中の方、国民年金に加入される方へ マイナポータルからスマホで 国民年金手続の電子申請ができます

対象手続

- ① 国民年金（第1号被保険者）加入の届出
➢ お勤め先を退職した場合などの、国民年金へ加入する手続
 - ② 国民年金保険料 免除・納付猶予の申請
➢ 経済的に保険料の納付が困難な場合に、納付の免除または猶予を申請する手続
 - ③ 国民年金保険料 学生納付特例の申請
➢ 学生の方が保険料の納付が困難な場合に、納付の猶予を申請する手続
 - ④ 国民年金付加保険料納付申出(辞退)の申出
➢ 将来の老齢基礎年金の額を増やす場合に、付加保険料を納付するための手続
 - ⑤ 国民年金付加保険料該当（非該当）の届出
➢ 農業者年金に加入した場合に、付加保険料を納付するための手続
 - ⑥ 国民年金保険料の産前産後免除の届出
➢ 出産予定または出産した場合等に、産前産後期間が免除となる手続
- ※令和6年3月29日から④、⑤、⑥の電子申請ができるようになりました。

メリット1

スマートフォンで簡単に申請できます！



メリット2

24時間365日、申請できます！

メリット3

処理状況や申請結果が確認できます！



電子申請の利用方法等については、
日本年金機構ホームページで動画も公開しております。



ホームページ・動画はこちら
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html

ぜひ、ご利用ください！

マイナポータルとねんきんネットがつながるともっと便利！

- マイナポータルとねんきんネットをつなぐと、対象の方にお知らせが届き、かんたんに電子申請できます

学生納付特例
の更新

翌年度以降も在学予定の方へ
お知らせを送付

免除・納付猶予
の案内

該当する見込みの方へ
お知らせを送付



必要最小限の入力で
電子申請が可能に！

- 免除や猶予の承認を受けた期間や、さかのぼって納められる保険料を確認できます
- 最新の年金記録の確認や将来の年金見込額の試算などもできます

「ねんきんネット」
マスコットキャラクター
ねんきん太郎



マイナポータルとねんきんネットを
つなげる手続は簡単！
詳しくは、「ねんきんネット」で検索！



スマホの方はこちらから
https://www.nenkin.go.jp/n_net/

かんたん！スマートフォンで電子申請

1 マイナポータル「年金」から、「国民年金に加入する方・加入中の方の手続き」に進む

① スマートフォンとマイナンバーカードでマイナポータルにログイン



マイナポータルはこちら
<https://myna.go.jp>

※ 初めてマイナポータルを利用される方は、
マイナポータルのログイン画面の「登録・ログイン」
から「利用者登録」を行ってください。

② マイナポータルのトップ画面で「年金」をタップし「国民年金に加入する方・加入中の方の手続き」を選択

2 手続きの選択（希望する手続きを選択する）

「国民年金に関する手続き」画面で手順に沿って手続きを選択し、「この条件で検索」をタップ

手順1	手順2	手順3	手順4	手続きの種別
国民年金への加入				資格取得(種別変更)届
保険料の免除・納付猶予、 または学生納付特例	・学生である ・学生でない	・国民年金に加入中 ・会社を退職した方、 配偶者の扶養から 外れた方等		国民年金保険料 免除・納付猶予の申請 ----- 国民年金保険料 学生納付特例の申請
付加保険料納付申出、ま たは納付辞退	・付加保険料の納付 を申出する ・付加保険料の納付 を辞退する	・国民年金に加入中 ・その他の方 ・農業に従事しな くなった	・農業者年金に加入 中の方 ・農業者年金に加入 中でない	付加保険料納付申出、 または納付辞退 ----- 付加保険料納付該当、 または納付非該当
産前産後の保険料免除	・国民年金に加入中 の方			産前産後の保険料免除

3 本人情報の入力（マイナンバーカードを読み取り、申請に必要な内容を入力する）

① 4桁のパスワード（券面事項入力補助用）を入力の上、スマートフォンの裏面に

マイナンバーカードをかざして読み取る（本人情報を自動入力）

② 入力画面の案内に従い、申請に必要な内容の選択および入力

申請に必要な「氏名（漢字）」、
「生年月日」、「住所」などは
自動入力されます！

手続きの種別	申請に必要な内容の選択および入力事項	
	(被保険者情報)	(申請情報)
国民年金保険料 免除・納付猶予の申請	氏名（カタカナ） 電話番号種別（携帯電話 等） 電話番号 郵便番号	申請年度
国民年金保険料 学生納付特例の申請		申請期間、学校の名称、学校の所在地、在学予定期間、学 生の区分、添付書類（学生証等）
資格取得（種別変更）届		資格取得（種別変更）該当年月日
付加保険料納付（辞退）申出		申出年月日
付加保険料納付該当（非該当）届		該当年月日（農業者年金の 資格取得日） 非該当年月日（農業者年金の 資格喪失日）
産前産後免除該当届		出産（予定）年月日

4 入力内容を確認（入力内容を確認し、電子申請する）

入力内容を確認し「次へ」をタップし、「申請する」をタップ

送信完了が表示されたら「電子申請」は完了

ご不明な点等ございましたら、以下をご覧ください。

■ ホームページで確認

■ お電話で確認（ねんきん加入者ダイヤル）

国民年金 電子申請

検索

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/
denshi_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)



0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は
ナビダイヤル 03-6630-2525

受付
時間

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後7時
第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※土曜日、日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、
12月29日～1月3日はご利用いただけません

後期高齢者の歯科健診を 受けましょう

後期高齢者医療の被保険者を対象に、歯・歯肉の状態や口腔内の衛生状態等をチェックし、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防等につなげるため、歯科健診を実施します。

みなさまのお口の健康状態を知る良い機会となりますので、後期高齢者の特性に合わせた歯科健診を受診しましょう。なお、健診結果は、保健指導などに活用しますのでご了承ください。

●対象者

高知県後期高齢者医療に加入している方

※ただし、次に該当される方は対象外です。

- ・6か月以上継続して入院されている方
- ・介護施設等に入所中の方

●受診期間

令和8年8月1日(土)～令和9年2月28日(日)

※今年度より健診実施期間を2ヶ月拡大し、8月1日からの開始となります。

●受診方法

①次の条件どちらかに当てはまる方には、事前に受診券を送付します。

- ・昭和22年4月1日～昭和26年3月31日生まれの方
- ・過去5年間(令和3年度～令和7年度)に後期高齢者歯科健康診査を受診した方

※受診券が届かない方は申し込みが必要となりますので、お問い合わせください。

②郵送で受診券が届きます。「受診券」、「問診票」、「実施機関一覧表」のセットです。

③「実施機関一覧表」に記載されている歯科医療機関に連絡し、健診の予約をしてください。

④健診当日は、マイナ保険証または資格確認書・受診券・問診票・入れ歯(持っている場合)・お薬手帳を持っていきましょう。

●自己負担

無料(年1回)

※無料の対象となるのは健診内容のみです。治療が必要な場合の治療費は、自己負担となります。

※2回目以降は、自己負担となりますのでご注意ください。

●健診内容

- | | | | | |
|-------|--------|-----------------------|----------|----------------------|
| ①歯の状態 | ②咬合の状態 | ③咀嚼機能 ^{そしゃく} | ④舌・口唇機能 | ⑤嚥下機能 ^{えんげ} |
| ⑥口腔乾燥 | ⑦粘膜の異常 | ⑧口腔衛生状況 | ⑨歯周組織の状況 | ⑩問診 |

●実施歯科医療機関

受診券と同封の実施機関一覧表に記載されている登録歯科医療機関

●健診結果

健診当日、受診した歯科医院で結果説明が行われます。

●お問い合わせ先

三原村役場 住民課(電話:0880-46-2111)



令和8年度三原村老人年金支給のお知らせ

多年にわたり社会の発展に寄与してきた三原村に居住する80歳以上の方を対象に、敬老の意を表し1人当たり1万円を支給いたします。

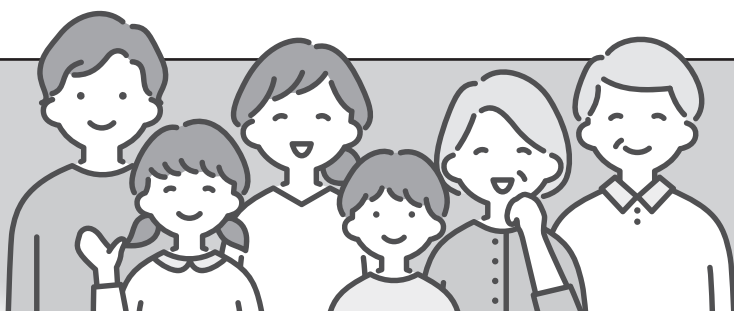
支給日

令和8年9月1日から同月30日の間、事前に登録いただいている銀行口座へお振込みいたします。

支給対象者

令和8年度中（令和8年4月1日から令和9年3月31日）において、満80歳以上の方

※ただし、令和8年9月1日現在、死亡・転出等の事由が生じたときは、支給対象者となりません。
※支給資格取得初年度（令和8年度中に80歳となる）の方には申請用紙を送付します。



【問合せ先】三原村役場 住民課 住民福祉係 電話：0880-46-2111

ハンセン病元患者のご家族へ

～対象となる方々に「補償金」を支給します。秘密は守られます。～

○秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。不安なお気持ちやご質問にも丁寧に答えます。

○この補償金は、国が、誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆様にも多大の苦痛と苦難を強いてきたことを心からお詫びし、その精神的苦痛を慰謝するためのものです。

対象者	(ア) 配偶者（事実婚も含む） (イ) 親、子 (ウ) 親・子の配偶者及び配偶者の親・子等	補償金額 180万円
	(エ) 兄弟姉妹 (オ) 祖父母・孫 (カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫等 (キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、おば、おい、めい	補償金額 130万円

厚生労働省
補償金相談窓口

電話番号 03-3595-2262

受付時間 10:00～16:00

(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

請求期限は、令和11年(2029年)11月21日まで



ハンセン病 厚労省 🔍 検索

ハンセン病問題を正しく理解し、
偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。



児童扶養手当「現況届」のお知らせ

～児童扶養手当を受給されている方は8月中に必ず手続きをしてください～

手続きを行わないと、11月分からの手当が受けられなくなりますのでご注意ください。また、所得制限により手当が支給停止となっている方も現況届の提出は必要です。

必要な書類は対象者に送付します。

児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書について

児童扶養手当を受給している方は自ら進んで自立を図り、家庭生活の安定と向上に努める必要があります。そのため、現況届を提出することとされている令和8年8月において、児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件に該当している方については、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及び添付書類を提出し自立を図っている証明をしていただいております。対象者には事前に通知を送付しておりますので、現況届と一緒に提出してください。

※手続きを行わないと、児童扶養手当の2分の1が支給停止となりますので、必ず手続きをしてください。

○提出〆切：8月31日(月)(土・日・祝日は除く)

○受付場所：三原村役場 住民課 住民福祉係

児童扶養手当とは

ひとり親のご家庭の生活の安定と自立の促進に役立つために手当を支給し、子どもの心身の健やかな成長を助けることを目的としたものです。

※この手当には受給者本人と同居親族の所得制限があります。

特別児童扶養手当「所得状況届」のお知らせ

特別児童扶養手当を受給されている方は、8月分以降の受給資格の有無を確認するため受付期間中に必ず手続きをしてください。

必要な書類は対象者に送付します。

○提出〆切：8月31日(月)(土・日・祝日は除く)

○受付期間：8月12日(水)～8月31日(月)

○受付場所：三原村役場 住民課 住民福祉係

特別児童扶養手当とは

精神、知的又は身体に障害を有する児童について、特別児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、学校における「いじめ」や家庭内における児童虐待など、こどもの人権問題解消に向け、下記のとおり「こどもの人権相談」の強化週間を実施します。期間中は相談時間を延長するとともに、土・日も相談をお受けします。また、電話は、児童・生徒の皆さんが安心して相談できるよう、フリーダイヤルとしていますので、学校や家庭、友達関係の悩みごとなど、何でも御相談ください。

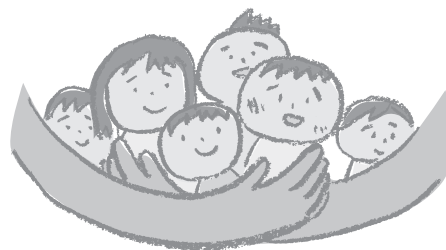
記

- 1 実施期間 令和8年8月28日(金)から同年9月3日(木)まで
- 2 受付時間 午前8時30分から午後7時まで
ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで
- 3 開設場所 高知地方法務局人権擁護課(土・日は高松法務局人権擁護部)
- 4 電話番号 「こどもの人権110番」0120-007-110
- 5 取扱内容 いじめ、ネットによる誹謗・中傷、体罰、児童虐待等のこどもをめぐる人権問題
- 6 その他 相談は無料、秘密は厳守します。

【問い合わせ先】

高知地方法務局人権擁護課(☎088-822-3503)まで

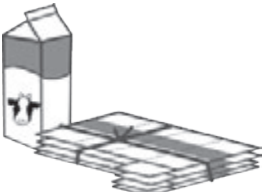
受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで



資源ごみの捨て方について

ゴミは分別して捨てることで、環境の保護や資源の有効活用につながります。

「カン・ビン・紙・ペットボトル」は、きれいな状態で回収すると、処分せずに
違う製品に生まれ変わります。ごみの分別収集にご協力ください。

資源ごみ(無料)			
スチール缶 アルミ缶	ビ ン	ペットボトル	紙 類
第1水曜日 (月1回収集)全村内		第2水曜日 (月1回収集)全村内	
●「飲食用」の スチール缶、容器、 アルミ缶  (注)不適物：「スプレー缶」 や「飲食用ではない缶」	●「飲食用」の ビンだけです。  (注)不適物：「化粧ビン」「耐 熱ガラス(食器類など)」	 PET このマークが付いている 飲料類、酒類、しょう油 等の容器 ※キャップ、ラベルを外 す。 	●下記の「種類」ごとに分けて、「ひ も」でしばるか、紙袋に入れて出 して下さい。 ・新聞 ・チラシ ・雑誌 ・段ボール ・紙パック(牛乳、ジュースなど) ・紙製容器包装 
カン・ビン・ペットボトル共通 ●中身を捨てて「よく水洗い」する ●キャップ(栓)、ラベルは「取除く」 ●指定場所の「カゴに入れる」 ●入れてきた「袋など」は持って帰ってください。 ※カンはつぶさずに出してください。 		・「チラシ広告」は新聞と一緒に構 いません。 ・段ボール(80cm以下になるよ うにしばって出す。) ・紙パック(水洗いし、乾かした後、 切り開いて、しばりまとまった 量を出す。) ・紙製容器(切り開いて、まとま った量を出す。)  ※紙類は、「雨の日」には、出さな いください。	

皆さん「事業承継」の準備は進んでいますか？

【経営者の皆さん、60歳になったら準備を！】

事業承継の取組は、後継者の育成も含めると5年から10年かかるとされており、早期かつ計画的な取組が必要です。経営者の皆さん、60歳を過ぎたら準備をはじめましょう。まずは、事業承継に関する公的な無料相談窓口である高知県事業承継・引継ぎ支援センターやお取引金融機関、顧問税理士等にご相談ください。専門家のサポートを受けながら、県の補助金や融資制度等の支援制度を活用し、徐々に事業を引き継いでいくことをお勧めします。

【事業の拡大を目指す経営者の皆さん、起業・創業を希望される皆さんへ】

中山間地域で経済や雇用を支えている、地域に必要な事業を引き継いでみませんか？高知県では中山間地域の事業を引き継ぐ方に対して、事業の買収費用、事業承継後の取組にかかる経費など、様々な支援策で事業承継を応援しています。また、中山間地域で事業引継ぎを行った買い手に対して給付金を支給することで、事業承継を後押ししています。補助金、奨励給付金を利用することで費用負担を抑えて事業を引き継ぐことができますので、活用をご検討される方は、高知県事業承継・引継ぎ支援センター又は高知県経営支援課へご相談ください。

高知県では下記の支援策を用意しております。
ぜひご活用ください！

令和8年度 高知県事業承継奨励給付金	
中山間地域で事業引継ぎを行った買い手に対して給付金を支給します。	県内枠 50万円 県外枠 100万円

令和8年度 高知県事業承継等推進事業費補助金	
▶ 事業承継計画策定委託 親族承継・従業員承継における事業承継計画の策定に係る経費の一部を補助します。	補助率1/2以内 補助上限額100万円
▶ M & A 仲介委託 第三者承継の仲介委託に係る経費の一部を補助します。	補助率1/2以内 補助上限額100万円
▶ M & A 企業評価作成委託 小規模事業者に向けて、M & Aの前段階に行う企業評価や企業概要書の作成委託に係る経費の一部を補助します。	補助率2/3以内 補助上限額30万円
▶ 既存事業の買収 中山間地域で、地域に必要と認められる事業をM & Aで引き継ぐ買い手の方に向けて、既存事業の買収に係る経費の一部を補助します。	補助率1/5以内 (県1/10・市町村1/10) 補助上限額200万円 (県100万円・市町村100万円)
▶ 承継後の取組 中山間地域で、地域に必要と認められる事業をM & Aで引き継いだ買い手の方に向けて、承継後の取組に係る経費の一部を補助します。	機械設備 費補助率1/5以内 (県1/・市町村1/10) 広報費、委託料等 補助率1/2以内 (県1/4・市町村1/4) 補助上限額100万円 (県50万円・市町村50万円)

【その他の支援メニュー】 高知県事業承継特別保証制度融資

○当補助金、奨励給付金及び融資制度の詳細は下記をご覧ください

【高知県経営支援課ホームページ】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024030100132/>



【事業承継に関する無料相談窓口】

高知県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：088-802-6002

〒780-0870 高知県高知市本町1丁目6-24（高知商工会館5階）

【補助金・奨励給付金及び融資制度についてのお問合せ】

高知県商工労働部経営支援課（事業承継担当）TEL：088-823-9697

E-mail：150401@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県立林業大学校 令和9年度 研修生募集

基礎課程

定員20名

林業技術や林業機械の操作、森林路網の開設など、フィールドワークが約7割を占め、即戦力となる人材を育成します。

取得できる修了証
(技能講習・安全教育)

林業分野に就業する上で必要な下記の14の特別教育及び技能講習修了証を研修期間内に取得できます。

- 伐木等の業務に係る特別教育修了証
- 刈払機取扱作業安全衛生教育修了証
- 車両系建設機械運転技能講習修了証
- フォークリフト運転技能講習修了証
- 小型移動式クレーン運転技能講習修了証
- 玉掛け技能講習修了証
- 不整地運搬車運転技能講習修了証
- 走行集材機械運転業務特別教育修了証
- 伐木等機械運転業務特別教育修了証
- 簡易架線集材装置等運転業務特別教育修了証
- はい作業従事者安全教育修了証
- 機械集材装置運転業務特別教育修了証
- 赤十字ベシックライフサポーター認定証
- 狩猟免許(わな猟免許)



専攻課程

定員30名
(各コース10名)

大学教授や各分野の第一線で活躍する講師による充実した授業で最先端の技術や知識が身につきます。

森林施業のプランナーへ 森林管理コース

森林GISの活用方法や森林施業プラン書の作成技術などを習得した、林業経営の中核を担う人材を養成します。



林業現場のエキスパートへ 林業技術コース

高性能林業機械のメンテナンスや架線技術などを習得した、林業技術のエキスパートを養成します。



木造建築のプロフェッショナルへ 木造設計コース

国内でも数少ない木造に特化したカリキュラムにより、住宅から中大規模木造までプロデュースできる木造建築のスペシャリストを養成します。



年 齢 18歳以上 (令和9年4月1日時点で)

※森林管理コース、林業技術コースの年齢は19歳以上

研修期間 1年(1,200時間程度)

研修料 年額130,680円(税込)

※別途、教科書・安全防具・作業着などの購入経費
基礎課程160,000円程度、専攻課程40,000円～70,000円程度

支援制度も充実!

最大192.5万円(年間)を給付

高知県立林業大学校では、最大192.5万円(年間)の給付金を支給する支援制度を整備しており、安心して研修に専念することができます。

※金額は就業時35歳未満の場合。就業時35歳以上は年165万円。
※給付金制度には支給要件があります。詳細については、お問い合わせいただくか、ホームページ「高知県緑の青年就業準備給付金事業について」をご覧ください。

校長は
世界的建築家

隈研吾氏!



就職も全力でサポート!
就職率 100%

就職についても研修生ひとり一人の希望に合わせてきめ細かな就職支援を実施。インターンシップによる職場体験なども積極的に行い、全ての卒業生が、林業及び木造建築関係の仕事に就くことができました。

募集日程	選考区分		申請期間		選考日
	推薦	1回目	令和8年	7月27日(月)～ 9月4日(金)	9月19日(土)
		2回目		10月26日(月)～11月13日(金)	11月28日(土)
	一般	1回目		9月7日(月)～10月2日(金)	10月17日(土)
		2回目		10月26日(月)～11月13日(金)	11月28日(土)
		3回目		12月7日(月)～ 1月15日(金)	1月30日(土)
	一般	4回目(郵送) (持参)	令和9年	2月8日(月)～ 2月26日(金) 2月8日(月)～ 3月10日(水)	3月14日(日)

※推薦選考2回目、一般選考2回目～4回目はそれまでに実施した選考試験で合格者が募集人員に達した場合は実施しません。



高知県立林業大学校
KOCHI PREFECTURAL FORESTRY COLLEGE

高知県香美市土佐山田町大平80
E-mail: 030208@ken.pref.kochi.lg.jp
Tel. 0887-52-0784
Fax. 0887-52-0788

＼ R8.4月にホームページをリニューアルしました! /

高知県立林業大学校 検索





～山地災害に備える～ 高知県の山地災害危険地区について

県ホームページを一部リニューアルし、山地災害危険地区の位置情報を閲覧しやすくしました。局地的な豪雨などによる山地災害から、ご自身や大切なご家族を守るためにも、周辺地域の危険地情報をご確認いただき、災害時の備えや緊急時の避難行動等にお役立てください。

「山地災害危険地区」とは

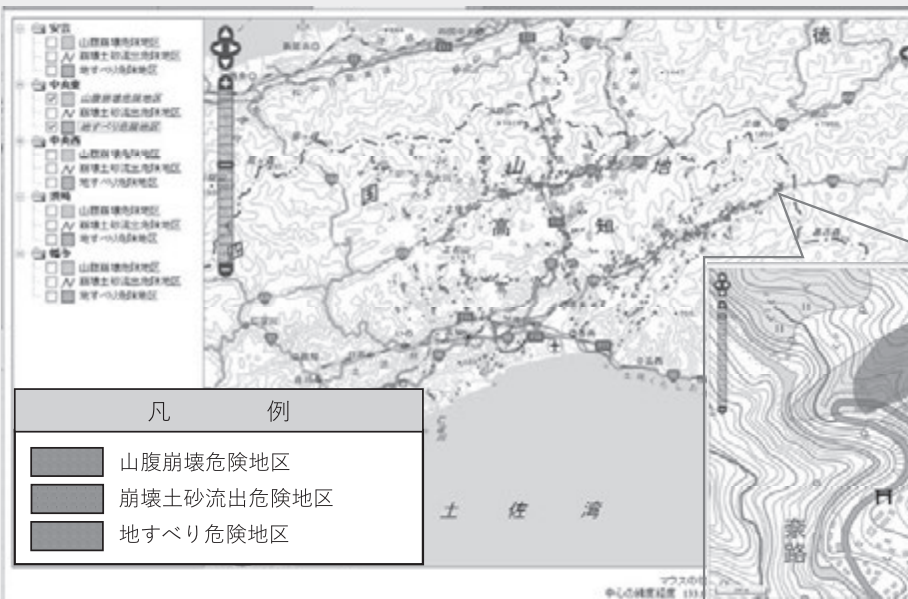
- ・「山地災害危険地区」とは、集中豪雨等で山腹崩壊や地すべり、流木をとまなう土石流等が発生するおそれのある山腹斜面や渓流を、林野庁が定める調査要領に基づき危険度を数値化し、整理したものです。
- ・山地災害防止の観点から、山地災害危険地区情報を基に国または県が計画的に治山事業（ハード対策）を実施するとともに、市町村や関係機関との連携によって警戒避難体制を確立するなど、ソフト対策との両面から防災・減災に努めることとしています。

「山地災害危険地区」には以下の3種類があります

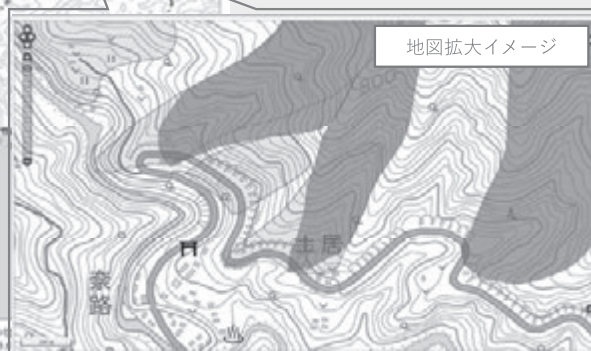
山腹崩壊危険地区	山崩れ等の山腹崩壊が発生するおそれがある山腹斜面
崩壊土砂流出危険地区	山崩れ等によって土石流災害が発生するおそれがある渓流
地すべり危険地区	地すべり性の災害が発生するおそれがある山腹斜面



大豊町立川千本で発生した山腹崩壊（平成30年7月撮影）



下記からアクセスいただくと、危険地区情報（左図）が表示されます。地図上で拡大⇄縮小することもでき、お住まいの地域を拡大表示することも可能です。



台風や降雨期を前に、お住まいの地域の情報を一度ご確認ください。

ホームページへのアクセス方法

- ① URLから：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030601/kikentiku.html>
- ② QRコードの読み込みで、スマートフォンやタブレット端末からも確認できます



ご利用にあたって

- ・この山地災害危険地情報は、国土地理院の「地理院タイル」を利用しています。
- ・山地災害危険地情報はデータ量が多いため、利用者のシステム環境によっては読み込みに時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・アクセス時には免責事項等もあわせてご確認ください。

お問い合わせ・連絡先

高知県 林業振興・環境部 治山林道課
住所：〒780-0850
高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号
電話：088-821-4867（治山担当）
FAX：088-821-4585
メール：030601@ken.pref.kochi.lg.jp



高知自動車道にて昼間全面通行止め

安全・快適にご利用いただくため維持修繕工事及び点検を行います

高知自動車道【四万十町西IC～黒潮拳ノ川IC】

規制日時：令和8年9月28日(月)～10月2日(金)

各日9時～16時30分

予備日：令和8年10月5日(月)～10月9日(金)

お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所 中村河川国道出張所：0880-34-2252

国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所 道路管理課：0880-34-7319

インターネットで道路情報を提供しています

<https://www.road-info-prvs.mlit.go.jp/roadinfo/pc/>



企画展 猪突猛進！幕末の板垣退助

「板垣死すとも自由は死せず―。」高知県民なら誰もが知る板垣退助。しかし、若い頃は仲間たちと悪さをするガキ大将だったことは意外と知られていません。

本展では、そんな若き日の退助にスポットをあて、新時代をひらく戊辰戦争の英雄となるまでの物語を、教科書には載らないエピソードや貴重な愛用品などとともに紹介します。

開催期間：6月27日(土)～9月6日(日)

観覧料：800円高校生以下無料、県内65歳以上の方無料



御侍中先祖書系
図牒(板垣退助
の経歴書など)

高知県立
高知城歴史博物館蔵



板垣退助が
所有していた
トランク
現存する日本最古のルイ・ヴィトン

小山朝和氏所蔵／高知市立自由民権記念館保管

高知県立高知城歴史博物館

〒780-0842 高知市追手筋2-7-5

開館時間：9時～18時(日曜日は8時～18時)

電話：088-871-1600 FAX：088-871-1619

H P： <https://www.kochi-johaku.jp/>

9/6「健康フェスタinフジグラン四万十」を開催します！

健康づくりについて、楽しく学び、体験できるイベントです。ご自身の健康状態を知りたい方、健康に関する相談先を探している方、普段は健康について考える機会の少ない方、どなたもお気軽にご参加ください。健康づくりは小さな「気づき」から始まります。このイベントをご自身やご家族の健康づくりのきっかけにしてみませんか。

▼日 時：9月6日(日) 10時～16時

▼場 所：フジグラン四万十 1階 グランモール

▼内 容：健康に関する体験型のイベントです。

【測定】血圧、血糖値、咀嚼力、肌年齢、骨密度、脳年齢等

【相談】歯科、禁煙、栄養、治療と仕事の両立等

▼参加費：無料

▼共 催：幡多地域健康づくり推進検討会、フジグラン四万十

※高知家健康パスポート事業対象のイベントです。

問い合わせ 高知県幡多福祉保健所(健康障害課) ☎0880-34-5120



三原中学校から職場体験で三原村役場に来た岡本知憲です

7月8日と7月9日の二日間、三原中学校の私と東裕花さんが三原村役場に職場体験に来ました。私は農林業建設課、地域振興課、総務課で三原村のPR動画の作成や、広報の記事作成などを体験しました。体験してみて動画を作成するときは三原村のいろいろなところをまわって楽しかったです。広報の作成はインタビューをして、読んでいる人のことを考えながらすることが大変だなと思いました。

東さんは介護保険の仕事の説明を聞いたり、保健師さんと成山集会所でサロンのお手伝いを体験したりしました。介護保険の説明は難しかったけどいろいろな仕事を知ることができ、勉強になったと言っていました。サロンのお手伝いでは地域の方や小学生と交流できて楽しかったそうです。

三原村役場で職場体験をした二日間は将来を考えるいい経験になりました。



村民交流バドミントン大会開催のお知らせ

教育委員会では、9月18日(金)にバドミントンを開催します。

詳しい内容につきましては、HPで確認いただくか、教育委員会までご連絡ください。昨年までとの違いは、ペア2人のうち、1人村内在住者か村内就労者がいればチームとして参加できます。そのほかは変わりません。

第4回 村民交流バドミントン大会開催要項

- 1 主 催 三原村教育委員会
- 2 日 時 令和8年9月18日(金) 午後6時00分～
- 3 場 所 三原村農業構造改善センター(多目的ホール)
- 4 対 象 者 2人のうち1人は村内居住者(中学生以上)
または村内就労者がいること。
- 5 試合方法 ダブルス(2人1組)、延長戦(デュース)はなし。
1ゲーム10点先取で行い、2ゲーム先取したペアを勝者とする。
対戦者の組分け等の判断は申込状況により主催者が判断する。
- 6 表 彰 優勝・準優勝・3位
※その他、申込状況により判断する。
- 7 申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入し、教育委員会もしくは
スポーツ推進委員に提出してください。
申込締切：9月9日(水) 午後5時
- 8 そ の 他 (1)参加者は必ずスポーツ安全保健に加入してください。
(2)大会中の事故については応急手当はしますが、以後の責任
は負いません。
- 9 問い合わせ 三原村教育委員会 [☎：0880-46-2559]



保育所・小学校・中学校 行事紹介



5/16(土) 小・中合同運動会〈小・中学校〉



今年は天気にも恵まれ、小・中学生力を合わせて頑張りました♪

6/4(木) カレーパーティー〈保育所〉



3ヶ月ぶりの再会。小学校1年生のお兄さん、お姉さんと一緒にカレーパーティー♪

国際交流員の

ダーレン・リンです！

vol.12 最終回



三原村の皆さん、こんにちは。

少し寂しいですが、最後の広報となりました。三原村に来てから早くも二年が経ちました。この二年間、様々な経験をしながら、充実した日々を過ごすことができました。今回は最後の広報として、この二年を振り返り、皆さんへの感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。

日本に来る前、家族と友人に「一年間住むつもりだ」と約束しました。ところが、実際に三原村で暮らし始めると、最初は慣れないことや苦勞もありましたが、自然に囲まれた暮らしは心も体も癒やしてくれました。また、村内外で出会った方々、教育委員会や学校、役場の皆さんには本当にお世話になりました。皆さんの温かさのおかげで、家族との「一年だけ」という約束を破ることになってしまい、滞在を一年延長することに決めました。それから、この二年間、大変な時もありましたが、田舎暮らしを経験し、幡多弁を学び、地域の文化に触れることができました。三原村に来たことを後悔したことは一度もありませんでした。

三原村で特に思い出に残っているのは、仕事が終わった後に柚ノ木集会所で皆さんと踊ったことです。夏の暑い夜に一生懸命踊ってから、ビールを飲みながらツガニを味わった時間は、今でも大切な思い出です。外国人である私を温かく受け入れてくださり、まるで村の一員になれたように感じました。

私は三原村で保育所、小学校、中学校で働いていましたが、三原村の子ども達は本当に活発で、かわいらしい素敵な子どもたちでした。保育所、小・中学校との関わりの中で、日本の教育についてもたくさん知識を広げることができました。日本の子どもたちの学校生活は中々忙しいと思います。勉強だけでなく、掃除や当番、運動会など様々な役割を担っています。学校生活を通して、礼儀や責任感の大切さ、そして伝統を次の世代へ受け継ぐことの大切さも学びました。私もそれらをオーストラリアに持ち帰りたいと思います。

更に、私が最も印象に残ったのは、「子どもは世界中どこでも同じ」だということです。三原村の子どもたちも、私が子どもの頃と同じような遊びやゲーム、ジョークを楽しみ、笑ったりしていました。どれだけ国や文化が違ってても、子どもたちの純粋さは変わりません。だからこそ、世界は思っているほど遠くないと感じました。

私と出会ったこと、また、私がこれまで広報を通して発信してきたことで、オーストラリアや台湾、そして世界について少しでも三原村の皆さんが興味を持てただけなら、自分が国際交流員という役割を果たせたのではないかと、とても嬉しく思います。

ここで過ごした時間は、本当に幸せでした。オーストラリアへ帰った後、たとえ何年経ったとしても、蟬の鳴き声が響く山里の田んぼの上を、トンボが飛ぶ青い風景を一生忘れることはないでしょう。英語では “All good things must come to an end.” ということわざがあります。日本語にすると「良いことにも、必ず終わりは訪れます」という意味です。

二年間、本当にありがとうございました。またいつか、どこかでお会いできることを楽しみにしています。

Darren Lin (林 清瑜)



ありがとう!ダーレン!!

国際交流員：ダーレン・リンさん帰国

国際交流員のダーレン・リンさんが、7月に任期を終えオーストラリアに帰国しました。

ダーレンさんは、令和6年7月から本村の国際交流員として教育委員会に勤務し、保育所、小・中学校での英語指導や、昨年4年ぶりの再開となったオーストラリアへの中学生海外派遣事業への協力、村民向けの英会話教室の開講。村のイベントや祭りへ積極的に参加するなど、2年間に渡り三原村での国際交流活動に尽力してくれました。

お別れするのはとてもは寂しいですが、ダーレンさんを通じて生まれた三原村とオーストラリアのご縁を大切に、今後とも交流を続けていけたらと思います。ダーレンさん、2年間ありがとうございました。



7月10日に高知市で行われた「令和8年度 JETプログラム任期満了者への感謝状贈呈式」にて。

三原村消防団が高知県知事から 表彰旗を授与されました。



4月24日(金)、高知県立県民文化ホールで行われた高知県消防大会において、長年の功績を認められ、三原村消防団が高知県知事から表彰旗を授与されました。

令和8年度高知県町村等 監査委員協議会表彰受賞



去る、5月21日、高知県町村等監査委員協議会定期総会が開催され、監査委員として7年以上在職者3名が表彰され、そのうち、本村監査委員の嶋田一二三氏が表彰されました。

みはら祭り

日程

2026
8.15 土
18:00-21:00

場所・駐車場

場所 三原村農業構造改善センター駐車場

駐車場 三原村中央公民館周辺
三原小学校グラウンド



主催

みはら祭り実行委員会

幡多郡三原村米栖野346番地 三原村役場地域振興課(事務局)0880-46-2111



雨天の場合は翌日 **8.16** (日) に延期します